■がけ地近接等危険住宅移転事業チェックリスト

書類は全て１部

申請者		市		県
1.交付申請書（移転前に申請） ①交付申請書（第1号様式） ②位置図 ③平面図 ④移転前敷地平面図 ⑤がけ断面図 ⑥写真 ⑦住民票 ⑧誓約書 ⑨その他市長が必要と認める図書 **以下は申請者によって必要となる書類** ⑩他事業との調整状況 ⑪解体処分費　見積書 ⑫融資証明書 ⑬理由書 ⑭都市計画法の適合証明 ⑮工程表 ⑯危険住宅の全部事項証明（土地・建物） ⑰移転地先の全部事項証明書（土地） ⑱承諾書 ⑲事業者変更理由書及び解体同意書	→	受理	2.県費申請 →	受理
受領・事業着手（※決定通知書の日付以降に契約してください。）	←	市交付決定通知	←	県交付決定通知

申請者　※変更・廃止の場合はよく協議が必要		市		県
3. 事業費・補助金の額が変わる場合 ①変更承認申請書（第3号様式） ②変更したことが分かる書類 **4. 事業廃止する場合** ①事業計画廃止届（第5号様式） **5. 進捗状況と完成予定日の報告**	→	受理	6.報告 →	受理 **変更・廃止の場合** **県と協議が必要**
受領	←	市変更/廃止通知		

申請者		市		県
6. 移転跡地の看板設置 ①解体業者へ看板設置依頼		市は看板の作成・跡地へ看板の運搬を行う		

申請者		市		県
7. 実績報告書 ①実績報告書（第7号様式） ②新住宅の平面図 ③新住宅の土地の登記事項証明書 ④新住宅及び旧住宅跡地写真 ⑤新住宅の登記簿謄本 ⑥住民票 ⑦その他市長が必要と認める図書 **以下は申請者によって必要となる書類** ⑧解体費用の領収書 ⑨リサイクル法の届出書 ⑩借地契約書 ⑪融資契約書 ⑫貸付金残高証明 ⑬融資の利子計算書 ⑭新住宅建設に係る契約書	→	受理	9.県費実績 →	受理
受領	←	市交付確定通知	←	県交付確定通知

申請者		市		県
10. 請求書 ①請求書（第9号様式） ②通帳の写し又は窓口で通帳の原本確認	→	支払い手続き		